

会 議 録

| | | | |
|-----------|--|---|-----------------|
| 会 議 の 名 称 | 平成 29 年度第 1 回所沢市国民健康保険運営協議会 | | |
| 開 催 日 時 | 平成 29 年 5 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分～2 時 40 分 | | |
| 開 催 場 所 | 所沢市役所 低層棟 3 階 全員協議会室 | | |
| 出席者の氏名 | (別紙委員出欠席表のとおり) | | |
| 欠席者の氏名 | (別紙委員出欠席表のとおり) | | |
| 説明者の職・氏名 | | | |
| 報告事項 | | | |
| 議題 | (1)平成 30 年度からの国保制度改革 (国保広域化) の概要・公開 (2)その他・公開 | | |
| 会 議 資 料 | 資料 1 | 国保制度改革の経緯 | |
| | 資料 2 | 埼玉県国民健康保険運営方針 (原案) | |
| | 資料 3 | 国保事業費納付金及び標準保険税率の第 2 回試算について | |
| | 資料 3 別紙 | 国保広域化に伴い埼玉県から提示された標準保険料率等 (H29.3 第 2 回試算結果と平成 28 年度税率との比較) | |
| | 資料 4 | 改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割 | |
| 担当部課名等 | 健康推進部長 | 青木 千明 | 保健センター長 須田 浩美 |
| | 健康推進部次長 | 岸 健次 | 国民健康保険課長 森田 英明 |
| | 国民健康保険課主幹 | 小川 和彦 | 国民健康保険課主査 古瀬 力 |
| | 国民健康保険課主査 | 石川 純也 | 国民健康保険課主査 藤井 優子 |
| | 国民健康保険課主任 | 藤澤 祐介 | 国民健康保険課主任 重田 翼 |
| | 国民健康保険課主任 | 今井 江美 | |
| | 収税担当参事 | 関口 裕教 | 収税課主幹 粕谷 明彦 |
| | 収税課主幹 | 杉田 裕一 | |
| | 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131 | | |

| 発 言 者 | 審議の内容（審議経過・決定事項等） |
|---------|---|
| 司 会 | 開会 |
| 部 長 | 〈委員変更に伴う委嘱状交付〉 |
| 司 事 務 局 | 事務局職員挨拶 |
| 会 長 | 開会の挨拶 |
| 司 会 | <p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 18 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。 事前に送付しました資料の他に、全部で 4 部ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表 1 枚 2 点目、運営協議会委員名簿 1 枚 3 点目、埼玉の国保（4 月号） 1 部 4 点目、追加資料となりますが、資料 4「改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割」になります。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>また事前に送付いたしました、「資料 1～資料 3」はお持ちでしょうか。お持ちでなければ、用意しておりますのでお申し付けください。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして 会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p> |
| 司 会 | <p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、すべて公開でお知らせしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <p>①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」 ②本日の会議次第 ③本日の資料（資料 1～資料 4） の計 28 枚の資料となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> |
| 委 | 員 | <p>異議なし。</p> |
| 議 | 長 | <p>皆さん、「異議なし」ということですので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。</p> |
| 司 | 会 | <p>本日の会議に当たりましては、傍聴希望者が 1 人いらっしゃいます。傍聴希望者に入室していただきます。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>《 傍聴人入場 》</p> <p>それでは、傍聴の方に申し上げます。</p> <p>傍聴席においては、発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また、写真撮影、録音等は禁止されております。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 (1) 「平成 30 年度からの国保制度改革 (国保広域化) の概要」でございます。では、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事 | 務 | <p>それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。</p> <p>なお、資料 1～4 に関しまして、内容が多岐に亘っておりますので、要点を説明していきたいと考えております。</p> <p>また、説明の後、ご質問をお受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、資料 1 「国保制度改革の経緯」でございます。</p> <p>平成 24 年 8 月施行の社会保障制度改革推進法に基づき設置されました社会保障制度改革国民会議において、年金、医療、介護などの社会保障分野に関する改革の基本方針を検討するため、20 回にわたる審議が実施されました。この会議の報告書に基づき、平成 25 年 12 月に社会保障改革プログラム法が施行され、社会保障制度改革の全体像及び進め方が明示されました。その後、社会保障制度の一翼を担っている国保に関しまして、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健</p> |

康保険法等の一部を改正する法律が平成 27 年 5 月に施行され、平成 30 年度以降の国保制度改革について示されたという経緯となっております。

続きまして、「国保制度改革の概要」をご覧ください。

国保制度改革は 2 本柱となっており、1 つめが公費拡充による財政基盤の強化、2 つめが運営の在り方の見直しです。

1 つめの公費拡充による財政基盤強化でございますが、財政支援の増額により国保の財政基盤を強化するものとなっております。既に平成 27 年度より、1,700 億円の公費が国から支給されています。なお、本市においては、このうちの約 3 億 2 千万円が交付されました。また、平成 30 年度からは、さらに 1,700 億円の公費が投入され、交付対象としては、1 点目が、精神疾患・子供の数・非自発的失業等に応じた自治体の責めによらない要因に対する財政支援となっており、2 点目として、保険者努力支援制度が設けられ、特定健康診査の受診率や生活習慣病重症化予防など、医療費適正化等に努力している自治体への財政支援がなされることとなっております。

なお、国の考えでは、平成 26 年度の全国の一般会計からの法定外繰入が約 3,500 億円であり、これらの公費により法定外繰入が解消されるものとしていますが、現実的には、難しいものと思われま

す。次に財政安定化基金ですが、全国で約 2,000 億円の積み立てを行なうもので、急激な医療費増や突然の保険料収納不足などの財政リスクに対して貸付・交付されるものです。なお、埼玉県においては、約 120 億円を積み立てるものとされております。

続きまして、2 つめの運営の在り方の見直しですが、これまでは市町村において全ての国保運営を行なっていましたが、平成 30 年度以降は、財政運営について都道府県が責任主体となります。具体的に申し上げますと、市町村は県から示された納付金を納めることにより、必要な保険給付費を全て県から受け取ることができます。ただし、保険税の資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業など国保の事務自体は引き続き市区町村で実施していくこととなっております。

なお、国保制度改革に伴い被保険者が有益となる点につきましては、県内での転居であれば、高額療養費の多数回該当が引き継がれることで、受けとれる高額療養費の額が増えることがございます。また、「改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割」につきまして、資料 4 に詳細が掲載されております。後日ご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料 2 「埼玉県国民健康保険運営方針」でございます。

はじめに策定の目的ですが、埼玉県と市町村は、本方針に基づき共通認識のもと、国保の安定的な運営を図っていくこととします、と示されています。また、対象期間ですが、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となっています。

では、3 ページの国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しをご覧ください。なお、推計の表に関しましては、(株) 富士通総研が県より委託を受けて作成したものです。

さて、被保険者数の推計に関して、平成 25 年度は 2,062 千人ですが、平成 35 年度は 1,476 千人となっており、586 千人の減少が予測されています。減少率については、約 28.4%となっており、所沢市におきましては、平成 25 年度の平均被保険者数が 97,759 人であり、県が示した推計値に準じて計算しますと、平成 35 年度は 69,985 人で 7 万人を切るものと算出されます。減少の理由につきましては、資料の①から⑤に示してありますので、後ほどお目通し願います。

では、4 ページの医療費の見通しに移らせていただきます。

推計表によりますと、平成 25 年度 611,892 百万円が平成 35 年度には 556,681 百万円、55,211 百万円減少するとなっております。所沢市では平成 25 年度で約 283 億 3 千万円ですので、推計値と同じ 9%の減少率としますと、平成 35 年度で 257 億 7 千万円となります。

なお、医療費の減少率は約 9%ですが、被保険者数の減少率は約 28.4%であり、このことから、一人当たり医療費は増加する見込みとなっております。

続いて 5 ページの財政の見通しをお願いいたします。

県全体で見ますと、平成 27 年度は約 301 億円の赤字で、平成 35 年度には約 690 億円の赤字となることが示されています。ただしこの推計は、公費の投入は見込んでおらず、保険税率や収納率等について現状の状態での推計でありますので、そのことをご了承願います。

続きまして 6 ページの市町村国保財政運営の現状でございます。

表をみていただきますと、平成 27 年度の県内の実質収支は約 406 億円の赤字となっています。また、市町村国保法定外一般会計繰入金の推移も示されております。

この中で、平成 23 年度、24 年度、25 年度の繰入額が他の年度と比較して非常に少ないため、県に確認をしましたところ、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が創設され、国保へは前期高齢者交付金が診療報酬支払基金から入ってくることになり、この金額が市町村の予想より多く入ってきたため、各市町村の繰越金が増加し、一般会計からの繰入れが減少したということでしたので、皆様にお知らせするものです。

では 7 ページをお願いします。

赤字解消について記載がございますが、埼玉県では国と同様に「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る）」を解消・削減すべき赤字と定めています。一方、保険税の減免額や保健事業に充てる繰入は、解消しなくても良い赤字と定義されています。

続いて 8 ページには赤字をどのような計画に基づいて解消していくかが示されています。赤字解消の期間については、平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間で段階的に解消していくとされており、各市町村は平成 35 年度までの赤字解消計画を策定することとされています。

続いて 9 ページですが、先ほどご説明しましたとおり、埼玉県では 120 億円の財政安定化基金が設けられることとなっており、災害や企業の倒産などによって保険税が極度の収納不足となった場合に交付または貸付されます。この他、市町村の予期せぬ税収不足などに対する一般会計繰入を防止することができます。

次に 10 ページをお願いします。平成 30 年度以降、県は市町村から納付金を徴収することになりますが、こちらの 10 ページと 11 ページには納付金の算定式などが示されています。

分かりづらい箇所があるものと思いますので、簡潔に申し上げますと、納付金につきましては、はじめに、県全体の保険給付費から公費等を差し引いた県全体で必要な納付金総額を算定して、県所得水準により応能割と応益割に按分し、次に、市町村毎の所得シェアと被保険者数シェアで先の応能割分と応益割分をそれぞれ按分します。最後に、年齢調整後の医療費指数を反映させることで、市町村毎の納付金を算定します。

納付金算定におきましては、昨年度、平成 29 年度分として試算が 2 回実施されています。平成 28 年 12 月に示されました 1 回目試算に関しては、算定の練習という扱いで実態とは大きな誤差がありましたが、平成 29 年 3 月に示されました 2 回目の試算につきましては、概ね精査された結果として示されています。所沢市の納付金も示されていますので、後ほどご説明させていただきます。

続きまして 12 ページ、市町村ごとの標準保険税の算定方法をお願いします。ここで標準保険税とありますが、どういうものか説明申し上げます。先ほどご説明いたしました納付金を県へ納めるためには、公費などを除いて、他は全て税でまかなわなくてはなりません。その必要な税を集めるために示された税率ということになります。

ここで保険税の賦課方式についてお伝えします。埼玉県では平成 2

8 年度、所得割、均等割の 2 方式を採用している市町村が 20、資産割、平等割を含む 4 方式を採用している市町村が 43 となっています。なお、本運営方針では、2 方式が標準とされており、平成 30 年度からは 39 市町村が 2 方式となることを見込まれています。

ここで 14 ページをご覧ください。ただ今の説明でございですが、標準的な保険税算定方式の箇所にも 2 方式を標準とすることが謳われています。次に、標準的な収納率ですが、本市は 87.29%とされています。そのため、収納率が 87.29%を上回れば、納付金を払う税収が確保できるということになります。

続いて応能割と応益割の賦課割合に関してですが、応能割というのは所得割、応益割というのは均等割になります。この割合については 50 対 50 が理想となりますが、埼玉県は全国水準では所得の高い県ですので、応能割が 53%、応益割が 47%となっています。

続きまして 15 ページとなります。まず激変緩和措置について簡潔に申し上げますと、平成 30 年度の国保制度改革により、急激に税率が上昇してしまう市町村に対して、基金を活用した緩和施策がなされるということです。なお、市町村における一人当たり納付金額の比較年度との丈比べにより、医療費の自然増などを考慮した後に、これを超えた部分は国の措置対象となります。また、自然増などの部分に関しては、県から予算の範囲で措置されることとなっています。

16 ページ以降は、収納率や保険給付の適正な実施などについて示されています。市としましても、収納率を向上させること、医療費を適正化することが重要なものであると考えているところです。

資料の他の箇所につきましては、時間の関係上、恐れ入りますが、各自でお読みいただきますようお願いいたします。

| | |
|--------------|--|
| <p>事 務 局</p> | <p>続きまして、資料 3 をご覧ください。</p> <p>このたび、平成 29 年 3 月 31 日に開催されました埼玉県国保運営協議会におきまして、国保事業費納付金及び標準保険税率の第 2 回試算が提示されましたので、概要についてご説明いたします。</p> <p>資料 3 の県から示された納付金額と標準保険料率での試算による影響額でございます。計算方法につきましては、先ほども説明がありましたが、県で必要となる保険給付費から公費等を除いて算出される納付金算定基礎額を按分した結果、所沢市の納付金額として約 116 億 2 千万円と示されております。なお、当納付金額につきましては、被保険者の大半を占める一般被保険者のみを対象としており、今回の算定では、退職被保険者は含まれていません。退職被保険者につきましては、制度廃止により平成 27 年度以降は新規該当者がおらず年々被保険者数が減少しているところで、平成 31 年度末をもって被保険者は 0 人となります。この退職者分を考慮すると納付金額は多少の増加と見込まれますが、このことについては今後精査していきたいと考えています。</p> <p>さて、納付金額の財源につきましては、保険税の現年分でございますが、95 億円とあります。こちらは影響額②広域化の標準保険税率での調定額 108 億 3 千万円に県から示された収納率 87.29%を乗じたものです。</p> <p>次に保険税の滞納繰越分 8 億 4 千万円ですが、納付金等算定のための基礎ファイル提出時に、県へ提示している金額となっております。</p> <p>続いて、保険基盤安定分につきましては、低所得者への軽減措置に伴う国及び県からの交付金ですが、12 億 8 千万円となっております。</p> <p>なお、資料のコメ印のとおり、平成 29 年 1 月末の調定額で試算しておりますので、今年度 4 月から法定限度額まで引上げしました賦課限度額の影響による約 1 億円の増額分は反映されておられません。</p> <p>続きまして、影響額の箇所をご覧ください。こちらにつきましては、標準保険税率での試算による影響額となりますが、標準保険税率につきましては、市町村が県へ納付金を納める際に必要となる保険税の標準的な税率ということになります。県から示された標準保険税率で課税額を試算しますと、②の 108 億 3 千万円になります。その左側の①は平成 28 年度調定額として 88 億 7 千万円、③の差額については②－①より 19 億 6 千万円となっております。なお、③については課税額ベースで値上げが必要となる額です。</p> <p>続きまして、県から示された標準保険料率について資料 3 別紙をご覧ください。①所沢市国民健康保険保険税率（平成 28 年度まで）とあ</p> |
|--------------|--|

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>りまして、こちらが現在の保険税になります。国民健康保険税については、医療分・支援金分・介護分の 3 つに区分されており、医療分に関しては、所得割税率・資産割税率・均等割額・平等割額の 4 方式を採用しているところです。</p> <p>次に②の県から示された標準保険税率の結果となりますが、医療分の所得割税率が 7.81%、均等割額 44,644 円、賦課限度額 54 万円、支援金分の所得割税率が 2.32%、均等割額 13,419 円、賦課限度額 19 万円、介護分が所得割税率 2.22%、均等割額 15,985 円、賦課限度額 16 万円となっています。</p> <p>その下に参考としまして、現行税率と標準保険税率の差を掲載しています。医療分につきましては、現行税率 4 方式と標準保険税率 2 方式との比較になっております。</p> <p>さて、資料 3 にお戻りいただきます。収納率を踏まえた保険税の必要増額分ということで、19 億 6 千万円に収納率 87.29%を掛けまして約 17 億円となっております。さらに、先ほど申し上げました賦課限度額改正の影響による 1 億円を考慮しますと、16 億円になります。この金額が現時点におきます赤字額と見込んでいる額になります。</p> <p>この赤字額につきましては、解消すべき赤字であるかなどの精査をしながら、解消すべき赤字を明確にし、平成 35 年度までの赤字解消計画に関しまして、次回の運営協議会でご審議いただきたいと考えております。</p> |
| 議 | 長 | 事務局より説明が終わりましたが、ただいまの説明に関しまして、委員の皆様よりご質問がありましたら挙手願います。 |
| 委 | 員 | 赤字繰入を解消するには、約 19 億 6 千万円の国保税の値上げが必要ということによろしいですか。 |
| 事 | 務 | 局長 |
| | | <p>広域化後の赤字額については、約 16 億円と試算しており、この赤字額 16 億円をすべて税率等の引き上げで賄った場合、約 19 億 6 千万円の値上げが必要となりますが、一気に 20 億円近くの値上げを行うことは、被保険者への大きな負担となりますので、県が示した赤字解消期限の平成 35 年度に向けて段階的に税率改正することを考えていかなければならないと考えております。</p> <p>また、赤字額のうち、保健事業等に係る繰入については、解消しなくてもよい赤字とされていることから、赤字額約 16 億円のうち、最終的に解消すべき額をしっかりと精査し、次回の運営協議会において、本市の赤字解消計画の素案をお示しできればと考えております。</p> |

| | |
|-------|--|
| 委 員 | 所沢市では赤字繰入れが必要な状況ですが、これは、埼玉県内のみならず全国的な現象なのでしょうか。 |
| 事 務 局 | <p>一般会計からの、いわゆる赤字繰入額につきましては、全国総額で約 3,500 億円と言われております。このうち埼玉県の赤字繰入額は、約 340 億円となっています。都道府県別の赤字繰入額を見ますと東京都が約 1,050 億円で最も多く、埼玉県は、神奈川県に次いで全国第 3 位です。反対に赤字繰入額の少ない都道府県は、宮城県が最も少なく、県全体の繰入額が約 1 億円であり、秋田県、島根県、奈良県、栃木県、山梨県、山口県など 47 都道府県中 26 都道府県が 20 億円以下の繰入額となっています。</p> <p>また、所沢市では、一人当たりの赤字繰入額が 2 万円を超えており、県内でも上位となっていることから、赤字繰入額の解消にあたっては、税率の見直し等、大きな変革を求められていると言えます。</p> |
| 委 員 | 各都道府県の赤字繰入額の状況について、後日で構わないので資料提供をお願いします。 |
| 事 務 局 | 各都道府県の赤字繰入額の状況の資料については、次回の会議の際にご提示させていただきたいと考えております。 |
| 委 員 | 資料 3 の 16 億円の赤字は、結局のところ何処から補填されるのでしょうか。一般会計からとなりますでしょうか。 |
| 事 務 局 | 広域化になった後の赤字繰入額 16 億円についてですが、現在のところ、これより多く一般会計から繰入れをしており、このまま継続するかといったところになるかと思えます。このことにつきましては、今後、県より赤字解消計画の策定が求められ、平成 35 年度までに赤字額をなくすこととされますので、税率改正が一つの方法であります。医療費削減の新しい試みなども実施しつつ、計画を策定しましたら、次回の運営協議会で皆様にご審議いただきたいと考えております。 |
| 委 員 | 赤字額が 16 億円を超えるようなことはないのですか。というのは、団塊の世代が社会保険を抜けて国保に加入すると、保険税の収納が増えるのではなく、国保に負荷がかかると想定できる。試算通りに赤字解消できるものと考えているのでしょうか。 |

| | |
|-------|--|
| 事 務 局 | 資料 2 の 5 ページに財政の見通しの表が掲載されており、平成 27 年度と平成 35 年度の単年度収支を計算すると赤字額が 2 倍の 690 億円になるといったものですが、これにつきましては、保険税も減少する、公費も増えないなどの条件で推計されたものでございます。今後におきましては、税率改正を実施すること、また、公費におきましては平成 30 年度に 1,700 億円が投入されることが確定しているほか、消費税の値上げにより公費がさらに投入される可能性もあります。赤字額がどのようになるか明確に予想することは困難ですが、将来の状況を見極めながら、必要に応じて計画を変更しつつ対応していこうと考えているところでございます。 |
| 委 員 | ほとんど未確定で空論に近いものと感じますが、いかがでしょうか。 |
| 事 務 局 | 現在 16 億円と見込んでいるところですが、平成 35 年度にどのくらいの赤字額になっているかにつきましては、様々な要因が影響してくるため、明確な答えを導き出すのは難しいものと考えております。 |
| 委 員 | 想定しづらい中で、この想定をされたと思いますが、他の案などはないのですか。 |
| 事 務 局 | 本日お示ししていますのは、平成 30 年度の想定で単年度の赤字額でございます。平成 35 年度までは 6 年間ありますので、今後に関してどのように推移していくか考えていきたいと思っております。 |
| 委 員 | 先ほど、解消すべき赤字と、解消しなくてよい赤字との説明がありました。もう少し詳しく説明願えますか。 |
| 事 務 局 | 資料 2 の 7 ページをご覧ください。法定外一般会計繰入の分類内、①決算補填等目的の欄は解消すべき赤字、②決算補填等以外の目的の欄は解消しなくてよい赤字となります。なお、解消しなくてよい赤字の中の大きい事業としましては、保健事業費がでございます。 なお、解消しなくてよい赤字について説明を加えますと、広域化後、これらの赤字については継続的に一般会計から繰り入れて構わない、といったものです。 |
| 委 員 | 経営者としては、赤字をそのままにすることは考えられない。解消しなくてもよい赤字はないのではないかと。 |

| | |
|-------|--|
| 事 務 局 | <p>説明の仕方を変えさせていただきます。</p> <p>一般会計からの繰入につきましては、赤字に当たるものと赤字ではないものに分類されます。医療費適正化のための保健事業にあたる経費等は赤字の繰入れではないということとなっています。</p> |
| 委 員 | <p>そうしますと、赤字と表記するのではなく、事務費負担金や管理費などの呼び名が適切と思われるが如何でしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>一般会計からの繰入を総じて赤字繰入とお伝えしていた部分があります。赤字補填ではない事業費等の繰入れは赤字ではありません。今後は分かりやすい表現をしていきたいと考えております。</p> |
| 議 長 | <p>さて、次回、事務局が計画案を示すとのことですので、それに基づいて具体的な検討をしていけるものと思います。</p> <p>他に質問等はないようですので、議題（１）を終了といたします。</p> <p>それでは、議題（２）その他について事務局より何かあれば説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議題（２）その他としましては、今年度の本協議会の日程等をご連絡させていただきます。</p> <p>次回第２回の協議会を７月２６日（水）に、本日と同じ会場である全員協議会室で開催予定としております。</p> <p>なお、今年度におきましては、議題（１）でご説明しました国保広域化にむけて委員の皆様にご審議いただきたい事項などがありますので、計７回の開催を予定しております。第３回及び第４回を８月に、第５回及び第６回を１０月に、第７回を来年２月に実施する見込みとなっております。</p> <p>日程及び審議事項につきましては、決定され次第、皆様に通知させていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より協議会の日程について説明がありました。</p> <p>本日の審議事項につきまして、委員の皆様よりご意見等ありますでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>〈意見なし〉</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議題（２）は終了となります。</p> <p>これをもちまして、議事を終了とし、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> |

様式第 2 号

| | |
|----------------|--|
| <p>司 会</p> | <p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。 それでは、閉会のことばを吉野職務代理よりお願いいたします。</p> |
| <p>職 務 代 理</p> | <p>閉会の挨拶</p> |
| <p>司 会</p> | <p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。 皆様、お疲れ様でした。</p> |
| <p>会 長 署 名</p> | |

平成29年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会委員出欠表

平成29年5月10日(水)開催

| 代表区分 | 推薦依頼先 | | 氏名 |
|------------------|---------------------|---|--------|
| 被保険者代表 | 所沢青色申告会 | ○ | 木下 芙美子 |
| | いるま野農業協同組合 | ○ | 石井 敏夫 |
| | | ○ | 平岡 豊子 |
| | 所沢市連合婦人会 | ○ | 岩渕 淑子 |
| | 所沢商工会議所 | ○ | 吉澤 富江 |
| | 所沢市自治連合会 | × | 高柳 進 |
| 保険医又は 保険薬剤師代表 | 所沢市医師会 | ○ | 猪俣 俊晴 |
| | | ○ | 平林 多津司 |
| | | × | 三浦 昇悟 |
| | | ○ | 小関 信之 |
| | 所沢市歯科医師会 | ○ | 田中 利幸 |
| | 所沢市薬剤師会 | × | 安達 秀夫 |
| 公益代表 | 市長が定める者 | ○ | 本橋 栄三 |
| | | ○ | 村田 美智子 |
| | | ○ | 吉野 貞治 |
| | 所沢商店街連合会 | ○ | 宇佐 美保政 |
| | 所沢市民生委員・ 児童委員連合会 | ○ | 赤坂 悦 |
| | 連合埼玉西部 第四地域協議会 | ○ | 迫 幸太郎 |
| 被用者保険等 保険者代表 | 全国健康保険協会 埼玉支部 | ○ | 熊谷 隆良 |
| | 公立学校共済組合 埼玉支部 | ○ | 飯村 光良 |
| | 西武健康保険組合 | ○ | 佐瀬 満雄 |

任期 平成30年12月31日まで